

町田市道における道路標識の寸法に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市道における道路標識の寸法に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）第3条の2に規定するものの寸法を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市道 法第3条第4号に掲げる市町村道のうち、町田市が法第18条第1項に規定する道路管理者であるものをいう。
- （2）自動車専用道路 法第48条の4に規定する自動車専用道路のうち、当該自動車専用道路と法第48条の3に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものをいう。
- （3）案内標識 標識令第1条第2項の案内標識をいう。
- （4）警戒標識 標識令第1条第2項の警戒標識をいう。
- （5）補助標識 標識令第1条第1項の補助標識のうち、案内標識及び警戒標識に附置されるものをいう。
- （6）本標識板 案内標識及び警戒標識の標示板をいう。
- （7）補助標識板 補助標識の標示板をいう。

（道路標識の寸法）

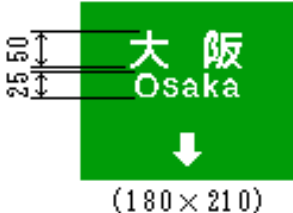
第3条 法第45条第3項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、別表に定めるところによる。

附 則

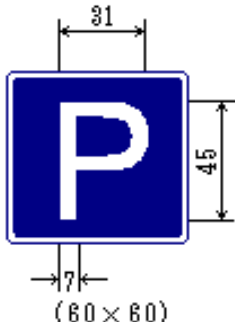
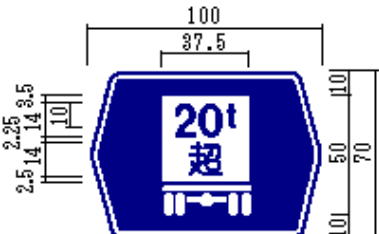
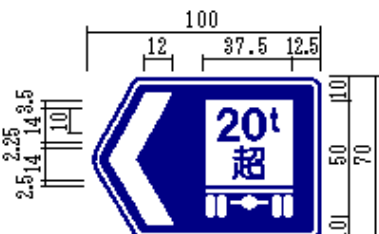
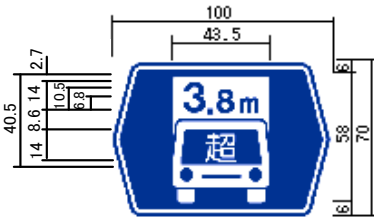
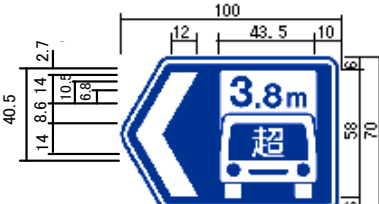
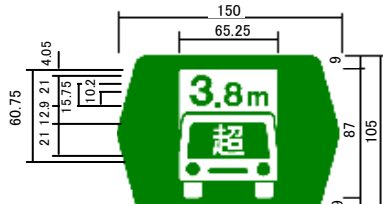
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

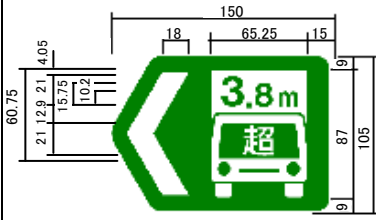
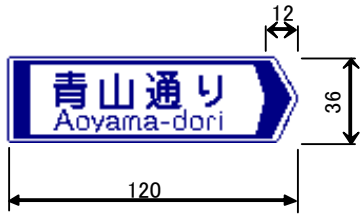
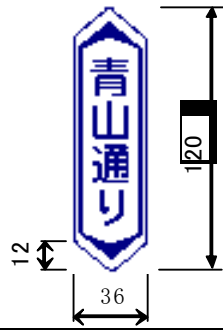
別表（第3条関係）

案内標識

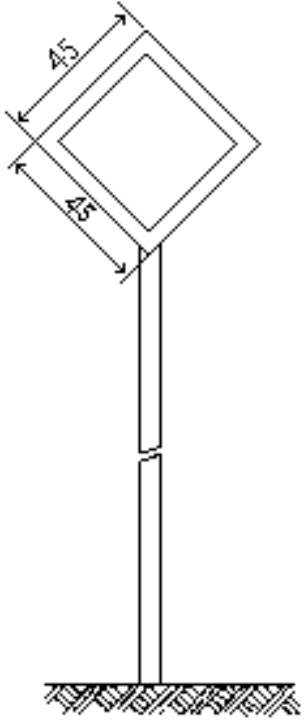
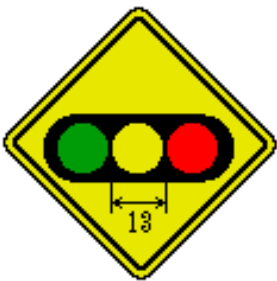
都府県 (102-B)	入口の方向 (103-A)	入口の方向 (103-B)
 (120×200)	 (120×120)	 (120×120)
入口の予告 (104)	方面及び距離 (106-B)	方面及び車線 (107-A)
 (120×120)	 370	 (180×210)
方面及び車線 (107-B)	方面及び方向 (108の2-D)	方面及び方向 (108の2-E)
 (140×250)	 (140×320)	 (120×200)
出口の予告 (109)	方面及び出口の予告 (110-A)	方面及び出口の予告 (110-B)
 (150×450)	 (270×350)	 (200×320)

方面、車線及び出口の予告 (111-A)	方面、車線及び出口の予告 (111-B)	方 面 及 び 出 口 (112-A)
方 面 及 び 出 口 (112-B)	出 口 (113-A)	出 口 (113-B)
サービス・エリアの予告 (116-A)		サービス・エリアの予告 (116-B)
サービス・エリア (116の2-A)		サービス・エリア (116の2-B)

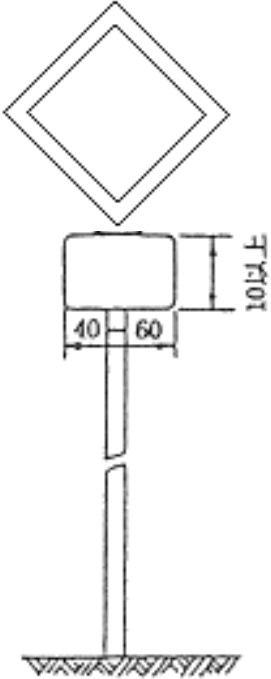
非常電話 (116の2)  (90×60)	待避所 (116の3)  (90×60)	非常駐車帯 (116の4)  (90×60)
駐車場 (117-A)  (60×60)	駐車場 (117-B)  (90×60)	登坂車線 (117の2-A)  (60×160)
登坂車線 (117の2-B)  (90×240)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-A) 	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B) 
高さ限度緩和指定道路 (118の4-A) 	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B) 	高さ限度緩和指定道路 (118の4-C) 

高さ限度緩和指定道路 (118の4-D) 	道路の通称名 (119-A) 	道路の通称名 (119-B) 
道路の通称名 (119-C) 	道路の通称名 (119-D) 	まわり道 (120-A)  (30×45)

警戒標識

本標識板の規格	+ 形道路交差点あり (201-A)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)
		
	信 号 機 あ り (208 の 2)	落 石 の お そ れ あ り (209 の 2)
		
	路 面 凹 凸 あ り (209 の 3)	合 流 交 通 あ り (210)
車 線 数 減 少 (211)	幅 員 減 少 (212)	二 方 向 交 通 (212 の 2)
		

補助標識

補助標識板の規格 (注意事項(510)を除く。)	注 意 事 項 (510)
	

備考

1 種類、番号及び様式

案内標識、警戒標識及び補助標識の種類及び番号は標識令別表第 1 に、様式は標識令別表第 2 に定めるところによる。

2 本標識板の寸法

- (1) 寸法は、図示の寸法(単位は、センチメートルとする。以下同じ。)を基準とする。
- (2) 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- (3) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の 3 倍まで拡大することができる。
- (4) 自動車専用道路に設置する「高さ限度緩和指定道路(118 の 4 - C・D)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法の 3 分の 2 まで縮小することができる。
- (5) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、図示の寸法の 2 . 5 倍まで拡大することができる。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の 2 . 5 倍まで拡大することができる。
- (7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路(118 の 3 - A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118 の 4 - A・B)」及び「まわり道(120 - A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法((6)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の 1 . 3 倍、1 . 6 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大することができる。
- (8) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法の 1 . 5 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大することができる。
- (9) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数又は文字の大きさにより図示の横寸法又は縦寸法を拡大することができる。
- (10) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法((9)に規定するところにより図示の横寸法又は縦寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)の 3 分の 4 に拡大し、又は 3 分の 2 に縮小することができる。
- (11) 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は交通

の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法の 1.3 倍、1.6 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大し、又は 3 分の 2 まで縮小することができる。

3 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等

(1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

(2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」_ナ、「入口の予告」_ナ、「方面、方向及び道路の通称名の予告」_ナ、「方面、方向及び道路の通称名」_ナ、「著名地点 (114 - B)」_ナ、「非常電話」_ナ、「待避所」_ナ、「非常駐車帯」_ナ、「駐車場」_ナ、「登坂車線」_ナ、「総重量限度緩和指定道路」_ナ、「高さ限度緩和指定道路 (118 の 4 - A・B)」_ナ、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、次の表の設計速度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その 2 分の 1 又は 3 分の 2 の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを 1.5 倍、2 倍、2.5 倍又は 3 倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
40、50 又は 60	20
30 以下	10

(3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは (2) の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの 0.6 倍の大きさとする。

(4) 「著名地点 (114 - B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10 センチメートル（ローマ字にあっては、その 2 分の 1 又は 3 分の 2 の値）を標準とする。

(5) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」を表示する案内標識の文字の大きさは、20 センチメートル（ローマ字にあっては、その 2 分の 1 又は 3 分の 2 の値）を標準とする。

(6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識の文字の大きさは、15 センチメートル（ローマ字にあっては、その 2 分の 1 又は 3 分の 2 の値）を標準とする。

(7) 「市町村」_ナ、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」_ナ、「方面及び距離」_ナ、「方面及び車線」_ナ、「方面及び方向の予告」_ナ、「方面及び方向」_ナ、「方面、方向及び道路の通称名の予告」_ナ、「方面、方向及び道路の通称名」_ナ、「方面及び出口の予告」_ナ、「方面、車線及び出口の予告」_ナ、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの 1.7 倍以下の大きさとする。

(8) 道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 12 条第 1 項の指定都市高速道路その他これに準ずる都市内の自動車専用道路に設置する「方面及び方向」を表示

する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

- (9) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

- (10) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

4 補助標識板の寸法

- (1) 図示の寸法を基準とする。

- (2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率と同じ比率で拡大することができる。